

## 佐倉市補助金検討委員会（第3回）会議録

日時	令和5年8月17日（木） 14時30分～15時00分	場所	佐倉市役所1号館6階第2会議室
出席者	大原委員長 委員：岩崎委員、田井委員、高橋委員、横田委員（五十音順）		
	事務局	塩浜財政課長 伊藤主査 三田主任主事	
	その他	傍聴者 1名	
内 容			
<p>(1) 議事</p> <p>1. 補助金等見直しに関する意見交換について</p> <p>(委員長)</p> <p>議題1 「補助金等見直しに関する意見交換について」、事務局に説明を求めます。</p> <p>(事務局)</p> <p>資料1 「補助金等（交付基準）見直しシート」について説明。 ・委員2名から個別の補助金、補助金等交付基準について意見があった旨を説明。</p> <p>(委員長)</p> <p>事務局の説明に対し、意見、質問等はあるか。</p> <p>(委員)</p> <p>資料1のNO.1からNO.5の意見について補足する。「佐倉市生産体制強化事業補助金」は、「「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金」や「佐倉市産地生産基盤パワーアップ事業補助金」と目的や補助対象経費に重複があるのではないか。これらの補助金は補助対象経費が主に機械であり、重複しているように見受けられた。「「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金」や「佐倉市産地生産基盤パワーアップ事業補助金」は国・県の補助事業である一方、「佐倉市生産体制強化事業補助金」は市単独の補助事業であるため、これらの補助金を一本化することは難しいと思うが、仮に重複があるならば、国・県の補助事業だけでは不十分なのか、といったことを精査する必要があるのではないか。</p> <p>次に意見のNO.2だが、補助金等交付基準の「4 交付要件（1）公益性」について、その説明が「補助金等の目的や内容に明確な公益性が認められること」となっており、トートロジーではないか。例えば、「住民福祉の向上に寄与すること」や「特定の者に対する利益供与になっていないこと」等、内容をもう少し具体化してもよいのではないか。</p> <p>NO.3からNO.5も補助金等交付基準に関することである。「4 交付要件（3）有効性」は、「補助金等の金額に見合った効果が上がっていること」とあるが、補助事業計画書・成果報告書の活動実績からは、「金額に見合った効果があがっているか」の判断が困</p>			

難な事業が多いため、金額の妥当性を判断できるような要件を追加してはどうか。具体的には「(外的) 均衡性」など、規模や財政状況等が類似する他市における同様な交付事業と比較して、著しく均衡を欠いていないか等が考えられるのではないかと。ただ、「交付の必要性・妥当性を判断するための基準」と「その見直しや縮小を判断するための基準」は論理的に別物であることから、交付要件の中に「(外的) 均衡性」などの要件を追加するのではなく、「見直しの視点」や「効果の検証」といった項を、補助金等交付基準の中に、別立てで盛り込んでも良いのではないかと。自分が調べたところ、船橋市や高梁市（岡山県）が、そのような構成であった。

次に、前回の委員会にて「利用実績がほとんどない補助金がある」との指摘があったが、例えば「4 交付要件」に「必要性」を追加しても良いのではないかと。①市民や市民団体、企業等からの明確なニーズがあるか、②国や県等に類似の補助事業がない等、市として補助すべき理由が明確にあるか、③補助をしない場合に多大な悪影響が生じることが予想されるか等、何らかの要件を設けても良いのでは。

最後に、交付基準で運営費補助は、「5年を超えて継続されているものは合理的な理由を必要とする」とあるが、何をもって「合理的」とするのか、その内実が定かではない。例えば「経済的妥当性」といった要件を設けて、①補助を行わなければ事業を継続できない、②繰越額が補助金額を上回っていない、③過去5年間の補助期間中に財政基盤強化や自主財源の確保の取組を講じている、としてはどうか。ただ、事業の性質上、「経済的妥当性」では評価が困難な事業も想定されるので、そういったものが排除されないよう、一定の配慮も必要と考える。

(委員)

資料1のNO.6からNO.13の意見について補足する。「市単独事業で予算額10,000千円以上の補助金」については、補助対象先の団体等の事業規模・決算額なども確認し、事業規模・決算額に対して補助金額がどの程度なのか考慮すべきである。

「運営費補助」は、補助対象経費が本当に合理的なものであるか精査が必要である。また、運営費補助が無くても団体等が事業継続できることが理想である。

「個人の資産形成に係る補助金」は、過去に利用者が無い、又は少ない補助金については、あり方を一度見直して、継続の意義を確認する必要があるのではないかと。

個別の補助金では、「佐倉市自治会等自治振興交付金」の交付根拠となっている「加入1世帯当たり400円」は妥当なのか。自分の周囲では、高齢者世帯は「自治会の役員ができない」ということで自治会を脱退するケースがある。自治会の活動維持のためには、市からの補助金についても検討が必要な時機ではないかと。

「佐倉市シルバー人材センター補助金」は、補助事業計画書・成果報告書において計画期間終了後の最終的な目標値として「会員数1,250人」としているが、単に会員数を増やすことを目標とせず、登録会員が仕事を通じて満足感を得ているかが重要ではないかと。登録会員が仕事をすれば、事務局の収入増になり自己財源の確保に繋がると考える。

NO.11からNO.13の補助金は、運営費補助であり、補助対象経費は主に人件費であると思う。人件費なので難しい部分もあるが、補助継続の必要性については成果を検

証した上で判断すべきである。

(委員長)

議題1について、その他質問等はあるか。【→質問無し】

(委員長)

議題2「補助金等のあり方に関する意見書(素案)について」、事務局に説明を求めます。

(事務局)

資料2「補助金等のあり方に関する意見書(素案)」について説明。

・意見書は、「1. はじめに」で過去の補助金等の検討経緯について触れた後、「2. 補助金等に対する意見」で今回の検討委員会における委員の意見等を記載している。「3. 今回の検証により見えてきた問題点」及び「4. 今後に向けて」は、本日までの検討委員会での意見交換の内容を踏まえて案を作成予定。

・4ページでは、今回の検討委員会は、「3つの基準」に該当する補助金等について、現行の補助金等交付基準に照らし、「公益性」「公平性」「有効性」および「適格性」について検証するとともに、検証過程で抽出された課題に基づき、補助金等交付基準の見直しを行うこととしている旨を記載し、また、「3つの基準」について、その内容を説明している。

・13ページ以降は、巻末資料として、検討委員会の審議経過、委員名簿、補助金等に関する現行の規則・交付基準等で構成されている。

(委員長)

事務局の説明に対し、意見、質問等はあるか。

(委員)

資料2、8ページ「4 交付要件(3) 有効性」について、「補助金等の金額の妥当性を判断できるような要件の追加を検討してはどうか」としている。しかし、先ほども説明したように、「交付の必要性・妥当性を判断するための基準」と「その見直しや縮小を判断するための基準」は別物であることから、これについては、交付要件に追加するのではなく、「効果検証の視点」等の項目で別立てにしてはどうか。

(委員)

22ページの「4 交付要件(3) 有効性」は、書きぶりを変えるという方法もあるのではないか。過去から継続している補助金等については、現行のままで良いと思うが、新規の補助金等の場合は、「4 交付要件(3) 有効性」の部分について、補助金等の金額に見合った効果が「見込まれる」としてはどうか。また、有効性②において、補助金等の交付が他の手法と比較し施策目的の実現のために「最適であること」としているが、「適している」という表現にとどめるべきではないか。

補助金等交付基準において、交付にあたっての要件と、継続・見直しをするための要件が有機的に結びついていないという懸念があり、整理する必要がある。過去から継続している補助金等について、その継続の妥当性を検証するにあたり、交付要件がその検証にあたっての基準になるよう整理が必要ではないか。この点について、意見書の「3. 今回の検証により見えてきた問題点」に記載してはどうか。

(委員長)

その他質問等はあるか。 【→質問無し】

それでは以上の質疑を踏まえ、事務局は次回までに報告書案の作成を進めること。本日の議事は全て終了する、以上をもって第3回佐倉市補助金検討委員会を閉会する。